

令和6年5月23日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和6年5月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 6 年 5 月 23 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

タイトル	安曇野市教育振興基本計画策定検討委員会委員の委嘱等について
協議を要する事項の内容	委員の委嘱（職員にあっては任命）に係る協議
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

議案第 2 号	教育部学校教育課
令和 6 年 5 月 23 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)堀内雅文

タイトル	安曇野市学校運営協議会に係る委員の任命について
協議を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

議案第3号	教育部 各課
令和6年5月23日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>2件</td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>2件</td><td>3件</td></tr><tr><td>文化課</td><td>1件</td><td>3件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>1件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課	2件		生涯学習課	2件	3件	文化課	1件	3件	子ども家庭支援課		1件
	課名	共催	後援															
	学校教育課	2件																
	生涯学習課	2件	3件															
	文化課	1件	3件															
	子ども家庭支援課		1件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）																		

申請書類は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条 第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

学校教育課

■ 中信地区中学校体育大会 主催：中信地区中学校体育連盟 種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
中信地区中学校体育連盟 代表 高木誠二郎	教育の一環として行ってきた部活動の練習の成果を発揮する場として、また中学生の心身の健全な発育・発達・体力の向上に貢献できることから、共催を必要とします。	4月22日	令和6年6月1日～30日	豊科南部公園テニスコート ANCアリーナ、堀金総合体育館、三郷文化公園体育館、穂高総合体育館、豊科南中学校、豊科北中学校、三郷中学校、穂高東中学校、穂高西中学校	スポーツ活動を通して、中信地区中学生の心身の健全な発育・発達を支援するため	陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、軟式野球、ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道、剣道、新体操、	○	○	-	基準第3条第2項により可

■ 2024進学ガイダンス 主催：公益財団法人長野県国際化協会 種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(公財)長野県国際化協会 理事長 マキノリー 浩子	催しが参加児童生徒の学校教育や学校活動の推進に資するものであるから、共催をしていただきたい	5月7日	令和6年7月6日 午前10時～12時	松本市勤労者福祉センター	外国由来中学生及び保護者に高校入試に向けた進学説明会を開催	日本の教育制度、県内の高校の種類、入試制度、県女子女等への特別配慮等を案内	-	-	-	基準第3条第2項により可

生涯学習課

■朗読会「南へ飛んだポー」

主催：ハテルマシキナ朗読会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
ハテルマシキナ朗読会 高橋喜和	未来を担う児童・生徒をはじめ、多くの方々に、童話「南へ飛んだポー」聞いてもらうことを通して、平和・友情・愛について考える生涯学習の場とするため。	4月23日	令和6年7月21日(日)	安曇野市穂高交流学習センター みらい ホール	童話「南へ飛んだポー」の朗読を聴き、平和、友情、愛について考える機会とするため。	「南へ飛んだポー」の朗読、入場料 500 円 (中学生以下無料)	-	-	-	基準第3条第2項により可

■いいまちサロン

主催：明科いいまちつくりかい！！

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
明科いいまちつくりかい！！ 代表 浅見郁子	共催することで、本会の活動が市民の生涯学習活動として一層深く認知され、地域の教育力向上の一助となるため。	4月23日	令和6年4月1日～令和7年3月31日	明科公民館講堂、調理実習室 他	安心安全で楽しいいいまちづくり、市民の生きがいづくり、及び健康づくりを推進するため、市民が集い共に考える場を設ける。	毎月テーマを変えて地域課題について考え、市民が集うサロンを開設する。 （「明科の良さ再発見」、「安曇野で育まれる発酵文化」など） 入場料 100円または300円	○	○	-	基準第3条第2項により可

■第19回 安曇野市民 豊科ゴルフ大会

主催：安曇野市スポーツ協会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市スポーツ協会 赤羽高明	社会体育の振興と大会の充実を向上させるため。	5月2日	令和6年8月20日(火)	豊科カントリー倶楽部	地域市民の健康保持と体力向上を目指すとともに、地域市民相互の親睦、交流及び連携意識の高揚並びに社会体育の振興を図ることを目的として開催する。	競技方法：9ホールストロークプレー(前半9ホールで計算) 新リペア方式(同ネットの場合は年齢上位) 参加費：2,000円、プレー代：メンバー9,180円、ゲスト11,580円、募集人数：160名(40組)	○	○	○	基準第3条第2項により可

■第51回全日本レディースソフトテニス個人戦大会

主催：日本レディースソフトテニス連盟・朝日新聞社

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県ソフトテニス連盟レディース委員会 倉嶋秀子	生涯スポーツ・生涯学習の一環として、ソフトテニスの普及・振興を図るため。 大会パンフレットへ安曇野市教育委員会名の掲載。	3月24日	令和6年8月3日～4日	安曇野市豊科南部運動公園 テニスコート他県内4カ所	ソフトテニスの普及・振興、及び競技力の向上を図る。 ソフトテニスの全国大会。	年齢別ブロック毎の試合 参加料 4,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可

■健康マージャン交流大会in安曇野

主催：健康麻将サークル「縁ジョイ」

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
健康麻将サークル 「縁ジョイ」 岡田和彦	健康づくり、仲間づくり、 生涯学習としての健康 マージャンの普及のため。	5月9日	令和6年9月7日(土)	豊科公民館 大会議室	健康づくり、仲間づくり、生涯学習としての健康 マージャンの普及のため。	健康マージャン交流大会(個人戦) 参加料:1,500円	-	-	-	基準第3条第 2項により可

文化課

■フルートコンソートソノリテ30周年記念コンサート

主催：フルートコンソートソノリテ

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
フルートコンソートソノリテ 会長 山田憲作	文化・芸術活動の推進に資するため。 安曇野市民への周知、信 用性の向上のため。	4月25日	令和6年10月25日	松本市音楽文化ホール・小ホール	練習成果の発表と、フルートアンサンブルのすばらしさを知っていただき、楽しんでいただきたい。	フルートアンサンブルのコンサート	-	-	-	基準第3条第2項により可

■松本ジュニアおこと&尺八教室

主催：松本キッズ邦楽教室

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本キッズ邦楽教室 代表 渡辺清弘	箏・尺八を将来にわたって確実に継承し発展させることを目的として募集チラシを各学校へ配り、参加者を募るため。	4月19日	令和6年6月22日～8月10日	(教室)松本市本郷公民館 (発表会)松本市Mウイングホール	日本の伝統文化である”箏・尺八”を将来にわたって確実に継承し発展させることを願い、子ども達に体験習得してもらい伝統文化に対し関心と理解を深め、豊かな人間性を培うことを目的とする。	中信地域の小学生～高校生の参加者を募り、箏、尺八の歴史と実技指導を行う。その成果発表として、コンサートへ参加する。まともの会では、講師の実演を鑑賞し、その他の和楽器も体験する。	-	-	-	基準第3条第2項により可

■第39回安曇野早春賦音楽祭＝本ステージ＝

主催：早春賦音楽祭実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
早春賦音楽祭実行委員会 代表 西山紀子	音楽を通して、地域文化の向上のために寄与し、若い人たちの育成を担う活動としたいため。	5月1日	令和6年6月16日	安曇野市穂高会館	早春賦の郷にちなんで、音楽を愛する者が一堂に会し、演奏・鑑賞し、心を合わせ歌いあう場を創造することによって、“早春賦の心”を体験し、地域文化の向上のために寄与することを目的とする。	音楽活動を行っている団体による合唱及び楽器のコンサートを開催する。	○	-	○	基準第3条第2項により可

■三角島 夏の観察会

主催：三角島ふるさとの森プロジェクト

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
三角島ふるさとの森プロジェクト 代表 場々 洋介	大勢の市民に周知し、参加していただくことができることにより、三角島の保護に寄与するため。	5月10日	令和6年7月6日	穂高地域 三角島内	三角島の植生の現状把握と未来に向けた計画の作成と、子供たちとアレチウリの駆除を実施する。	三角島 自然観察会、アレチウリの駆除	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課

■でんじろう先生のドキドキわくわくサイエンスショー

主催：NBS長野放送/スーパークエスト

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
株式会社長野放送 企画事業局長 久保 善一	多くの方に周知を図り、子どもたちやそのご家族も一緒に楽しみながら科学の魅力を知っていただくため	4月23日	令和6年9月14日～15日	9/14サントミュージーゼ(上田市) 9/15レザンホール(塩尻市)	科学実験を多彩な演出を加えてショースタイルで楽しめるサイエンスショー。でんじろう先生のおもしろ実験を通じて科学の楽しさを皆様を知っていただくため	「学べるだけでなく楽しい、楽しいだけでなく学べる」という理念のもと、お子様からそのご家族まで、たくさんの方に「科学」や「科学教育」の魅力をお伝えする公演です。 入場料◆全席指定(税込)前売券3,300円/当日券3,500円	-	-	-	基準第3条第2項により可

議案第 4 号	教育部学校教育課
令和 6 年 5 月 23 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

タイトル	県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項に係る書面の取り交わしについて
協議を要する事項の内容	書面の取り交わしの可否
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条第 1 項第 5 号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

報告第 1 号	教育部学校教育課
令和 6 年 5 月 23 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

件名	陳情の取扱いについて
要旨	令和 6 年 4 月定例会で保留となっていた「議案第 2 号 陳情について」の取扱いについて報告するもの。
説明	1 経緯 令和 6 年 4 月定例会議案第 2 号「陳情について」に関し、以下の指摘があったため、議案を保留とし、陳情者へ確認することとなった。 <指摘事項> (1) 通常は組織・団体名の書面を発出する場合は、「代表」「会長」など代表権があることが明らかな肩書の者を記載する。「教科書対策部長」は、当該団体を代表する権限を有するのか。敢えて「教科書対策部長」で発出した理由は何か。 (2) どのような基準で陳情を行う自治体を選定しているのか。 (3) これまで教科書採択に関わってきた経験から考えると、陳情の趣旨をふまえた運用であったといえる部分もある。現状のままではよろしいのではないか。 2 陳情者の意向 4 月 26 日照会。教科書対策部■■■■氏回答。 問：宛名は「教育委員」とある。教育委員会宛の陳情か、委員個人宛の陳情か、意図を確認したい。 答：「陳情」と題したが、教育長、教育委員、部課長等の関係各位にこの内容を読んでいただき、各自が趣旨を踏まえて行動(教科書採択)していただければ結構である。 3 取扱い ・陳情者の回答は、必ずしも指摘事項(1)(2)等に応えるものではなかったが、その意向をふまえ、本市では宛名を「教育長、教育委員、教育部長、学校教育課長」に読み替えて取り扱うものとする。したがって、行政庁としての教育委員会は、この陳情を取り扱わない。 ・関係各位は、指摘事項にあった発出者名の妥当性等を含め、その趣旨・内容を各々で評価するものとする。 (以 上)

--	--

報告第2号	教育部
令和6年5月23日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和6年3月定例会における一般質問等について
要旨	市議会3月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
説明	1 期日 令和6年3月4日（月曜日） 3月5日（火曜日） 3月6日（水曜日） 2 概要 別紙のとおり

令和6年3月議会 一般質問（教育関係）要旨

◇ 辻 谷 洋 一

終活支援の取組として、相続について考える講演会、豊科図書館チャレンジ講座「エンディングノート講座～自分に合った終活を知る～」が開催されたが、どのような反響があったのか。

○教育部長

定員20名に対し16名が参加（60代、70代が8割以上）。参加者は熱心に聴講し、活発に質問していた。終了後には具体的で分かりやすいと好評をいただいた。

◇ 中 村 今朝子

- 1 子育て支援の拡充に関し、保育士不足が懸念される。現状と課題、これからの本市の対応について。
- 2 一時預かり保育事業の現状と課題について。
- 3 「こども誰でも通園制度」をどう充実させるか。

○教育部長

- 1 クラス担任と加配保育士は満たしているが、早朝保育と延長保育の保育士が不足している。賃金引上げや処遇改善を行っているが現状の保育士数では対応が難しい。潜在保育士への声かけや県外求人募集など新たな取組を検討している。
- 2 一時預かり事業は、公立7園、私立4園で実施されている。公立園では、1日3人程度受け入れ可能で、1か月15日を限度として利用できる。本年2月1日現在の公立園の登録者数は153人、1月末までの延べ利用人数は529人。保育士の確保が課題であり、保育補助者が重要な役割を果たしている。市の保育補助者には、保育士への資格取得や研修への支援を積極的に行う予定である。
- 3 「こども誰でも通園制度」は、一時預かり事業と組み合わせて実施することも可能であり、中身は共通する部分が多い。双方をどのように整理して実施していくのか考えていきたい。

※「こども誰でも通園制度」

保育園や幼稚園などに通っていない子どもが、保護者の就労要件を問わずに保育施設を利用できる制度。長野市では本年度4月から試行している。長野市の制度は6カ月～3歳未満の子を対象にし、利用は月10時間まで。県内では、ほかに飯田市、御代田町でも今年度から試行する予定

（令和6.4.19付け、朝日新聞長野全県版、17頁）。

◇ 岡 村 典 明

- 1 鐘の鳴る丘集会所の現状と今後について。
- 2 来年度迎える芸術家と高橋節郎記念美術館との関係について。

○教育部長

- 1 鐘の鳴る丘集会所は令和6年度に工事を完成させる計画。令和7年度からは、東京藝術大学と京都芸術大学との連携事業で、学生らの制作、滞在等の場として使用する予定。アーティスト・イン・レジデンス事業以外にも、①県内外の大学が、市内で行っている各種の調査等の滞在の場として使用、②アーティスト・イン・レジデンスを一般公募により実施し、その拠点とする等の事業を検討している。
- 2 令和6年度は高橋節郎氏の生誕110年にあたる。漆を使った表現をテーマにアーティスト・イン・レジデンスの芸術家を募集している。具体的には、今後決まってくる滞在する芸術家の意向を尊重したい。

◇ 内 川 集 雄

- 1 P T A活動の中に青色防犯パトロールについて。
- 2 刑事訴訟法213条（私人による逮捕）は保護者の皆さんが青パト巡回中に対応できるのだろうか。

○教育部長

- 1 青色防犯パトロールは各学校のP T Aを通じて保護者に協力いただいている。負担であるとの声や必要性についての意見がある。青色防犯パトロールの在り方や車両を含めた実施体制についてP T Aと一緒に考えてまいりたい。
- 2 刑事訴訟法第213条については、警察より、犯罪や事故を目撃した場合は110番通報すること、状況をしっかり記録することという指導を受けている。

◇ 橋 本 裕 二

- 1 小・中学校の給食費について、令和6年度、市が負担を見込んでいる割合は。
- 2 就学援助の給食費支援と食材費高騰支援の合計は。
- 3 小・中学校の給食費無償化を実現するには追加的に幾ら必要か。
- 4 夏休みの児童クラブでの給食もしくは配食を開始できないか。

○教育部長

- 1 物価高騰による保護者の経済負担の軽減を図るため給食費増額分を助成。令和6年度は給食費の額を小学校320円、中学校375円へ増額を予定。保護者負担額は現在の小学校280円、中学校330円を据え置き、不足する5,837万3,000円を公費で補填。
- 2 令和6年度の就学援助制度による給食費の助成見込額は約5,100万円。令和6年度の児童生徒給食食材費見込額は4億7,422万4,000円に対し、給食費増額負担分は5,837万3,000円で12.3%、就学援助費分は5,100万円10.8%、合計1億937万3,000円、23.1%の公費負担。

- 3 無償化には追加で更に3億6,485万1,000円が必要。小学校2億2,511万1,000円、中学校1億3,974万円。全体で3億6,485万1,000円。
- 4 夏休み中の児童クラブの昼食は弁当を持参。食中毒予防のため配慮している。現状では食物アレルギーなど個々に配慮が必要であり、食事の提供は難しい。児童クラブでの食事提供は、こども家庭庁より令和5年6月と7月に実施状況調査の結果や取組事例の通知が出されている。これに基づき研究している。

◇ 林 孝彦

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 福祉教育委員会からの不登校支援について等の政策提言をした。反映の目標と取組は。2 不登校支援の進捗状況と今後の取組。3 化学物質過敏症の認識を広め香害対策を講じることを要望する。 |
|---|

○教育長

- 1 政策としての効果や財源を含め実現可能性を考慮している。請願・陳情についても同様である。

○教育部長

- 2 ・不登校への理解のための啓発促進や教職員スキルアップ研修を行い、学校内での理解促進に努めている。市民も対象とした講演会なども検討していきたい。
・教育支援センターの相談業務、情報提供などの充実、ICTの活用を図っている。教育支援センターの専門職員5名に加え、教育施設連携促進コーディネーター1名を配置した。
・子どもたちの居場所づくりを進め、公設民営の中間教室の設置の検討、民間のフリースクールやそこへ通う子どもたちの保護者などへの支援も検討している。
- 3 小・中学校で啓発ポスターを掲示、啓発チラシを各家庭に配布している。職員内の学習を行う学校もある。児童生徒を対象に過敏症の調査を実施した。健康に不安のある場合は、学校へ相談するように周知した。

◇ 増田 望三郎

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 市のこども園、幼稚園と小学校の連携と接続について。2 病気や経済的理由を除いた小学校年生の不登校児童数の推移と、他学年と比べた割合。3 本市においては園小は接続しているのか。 |
|---|

○教育長

- 1 幼児教育から小学校教育へと円滑に移行していくことは、子ども一人一人の安心、成長、自立を保障することにつながると考えている。市内の小学校・こども園・幼稚園の交流が動き出しており、今後活発になると期待している。保育士と教員の連携では、こども園・幼稚園・小学校職

員による相互の参観・連絡会等を行っている。

○教育部長

- 2 小学校1年生の不登校児童数は令和2年で3人、学校基本調査の小学校1年生総数770人のうち0.39%。令和3年度は4人で総数775人のうち0.52%、令和4年度は12人で総数778人のうち1.54%。令和4年度は、1年生が12人、2年生が14人、3年生27人、4年生が17人、5年生が37人、6年生が44人（文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。不登校は小学校から急に始まるものではない。こども園・幼稚園等でも似た傾向があり、不登校にならないような対応を両方で連携、接続して対応している。

○教育長

- 3 こども園・幼稚園・小学校・中学校の間で相互理解を深め、園児・児童・生徒に対する一貫性のある教育を連携、協力し合って推進することを目指している。学びの連続性が自立につながり、夢や希望を持って前向きに成長し、「未来を拓くたくましい安曇野の子ども」が育まれると考えている。

- 1 明北小の特認校化について、明北小・明科北園での保護者への意見交換会ではどういう意見が出たのか。特認校、学区外からの入学や転入は何人ぐらいを考えているのか。
- 2 明科北園と明北小の接続、この観点でどんな園・小接続、連携がされていくか。
- 3 特認校化に当たり、市として何か予算措置や教員の加配は。

○教育部長

- 1 ・子どもが増えることはよいこと、魅力のある学校であること、各学年バランスよく来てくれるとよいといった肯定的な意見があった。特に明北小学校の保護者からは、導入するのであれば児童を積極的に受け入れ、明北小学校の特色を発信してほしいとの前向きな意見があった。
- ・人数を増やすことが目的なのか、あるいは、導入後、人数が下げ止まらない場合はどうするのか、教育内容は変わるのかなどの質問もあった。これに対し、児童数が増えることによる効果が期待できることや、児童数の推移は検証し検討すること、教育内容は今ある教育を軸に発展させることを回答した。
- ・受入れ人数は、学年ごと、学校と協議しながら決めていきたい。学校全体としては数人程度を想定している。

教育長

- 2 ・明北小学校区には、豊かな自然、協力を惜しまない地域の方々がたくさんいる。そこで育った子どもたちは、自分たち自身が学びを膨らめてつくっていく力が宿っていると思う。この子どもたちが「こんなことができた」という自信を基に、「もっとこんなことをやってみた

い」「明日学校へ行くのが楽しみで仕方ない」と考えるようになる姿が、この自然保育との接続の成果として与えられることが理想である。

- ・ 2月、明北小学校の6年生が総合的な学習の時間の発表会に参加した。一人一人が自立して堂々と意見を述べている姿に驚いた。この意味で予想もつかないような取組が展開されると期待している。

3 教職員を伴走するような人材の配置であるとか、必要な予算措置は検討していく必要があると考えている。

◇ 増 井 裕 壽

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 安曇野の里の裏には、湧き水探索路という場所がある。これをビオトープ（「動植物の生息空間」。ある限定された地域に、もともとあった自然風景を復元すること。）にして保護行動をし、利用者が学べる活用ルールをつくることを強く求める。2 あづみ野ガラス工房について。ガラス文化の推進をもっと市が後押しできないか。 |
|---|

○教育部長

- 1 子どもたちに自然と触れ合う機会を提供するために「ちくに生きものみらい基金」を活用した事業を展開している。このうち安曇野の里を市内の小中学生が自然観察のために訪れたのは、令和5年度で4回、256人、運用を始めた平成30年から6年間で計22回、1,527人。安曇野の里一帯は、多様性のある自然を観察する絶好の場所であり、本事業を活用した自然観察会を進めていきたい。
- 2 あづみ野ガラス工房に在籍する作家の方に展示の機会を提供している。ガラス工房が開催したグラスデザインコンテストの入賞作品の展示会、ガラス工房の作家の皆さんが制作した作品の展示を、いずれも「みらい」で行った。直近では、ガラス工房で開催された多摩美術大学の教授による学生講習会の市民への一般公開につき、広報紙等でPRした。今後は、開設40周年記念事業について検討してまいりたい。

◇ 小 林 純 子

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 学校は香害やシックスクールに対してどのような対応、対策等を考えているか。2 香害やシックスクールの影響を受けて、登校が困難になっている児童や関係者がいる学校では、どのような対策を講じているのか3 市内全部の学校が、香害や化学物質過敏症の児童生徒に対して、よい環境で勉強ができるよう教育委員会としては学校全体に対してきちんとした方針を出していただきたい。 |
|--|

4 学校や教室の空気環境の問題につき、学校環境衛生基準から見て適正な環境になっているか。

○教育長

1 学校と意識共有を図っている。学校で相談を受けた場合には、本人や保護者の話を丁寧に聞き、状況に応じた個別対応に努める。また、学校環境衛生基準に基づく、揮発性有機化合物の室内濃度の測定を年1回実施して、適切な環境維持に努めている。

○教育部長

2 市内全ての学校では、校内へポスター設置や家庭へのチラシ配布など啓発を行っている。香りなどで登校困難を訴える児童や関係者は1校で確認したところ、日頃から教室の換気を頻繁に行い、校内に無香料石けんや空気清浄機を設置し、香りの低減対策を行っている。ほか、一般市民も参加可能な研修会、その動画を学級懇談会で上映するなど、香りによる体調不良の実態について学ぶ機会を設けている。

3 それぞれ最適な環境をつくれるような対応が望ましい。

4 小中学校と幼稚園は、学校薬剤師の助言の下、適正な環境維持に努めている。学校薬剤師の助言の下、適正に換気をして対応している。

(以 上)

報告第3号	教 育 部 こども園幼稚園課
令和6年5月 23 日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)青嶋 梢

タイトル	安曇野市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の一部改正について
要旨	安曇野市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の一部を改正し、冷暖房費の支給月を変更するもの。
	1 趣旨 心身ともに発達の初期にある乳幼児に対し、保育を目的とした環境と機会を与え健全なる発育を助けるため、認可外保育事業に要する経費に対して交付する補助金について、冬季のみ対象であった採暖費を、長野県の補助要綱に則り、夏季も対象とする冷暖房費に改め、支給月を変更する。 2 施行日 令和6年4月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり

○安曇野市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（平成17年安曇野市告示第49号）

改正後		改正前	
(定義) 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 要教育・保育児童 児童福祉法第24条第1項の規定により、保育所における保育を行うことが認められる児童及び<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第19条第1号に規定する児童で、市内に住所を有する者をいう。 (3)～(7) (略) (補助金の額等) 第3条 補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額は、次の表のとおりとする。		(定義) 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 要教育・保育児童 児童福祉法第24条第1項の規定により、保育所における保育を行うことが認められる児童及び<u>子ども育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第19条第1号に規定する児童で、市内に住所を有する者をいう。 (3)～(7) (略) (補助金の額等) 第3条 補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額は、次の表のとおりとする。	
事業名	補助金の額	事業名	補助金の額
3歳未満児保育事業	月の初日において入所している3歳未満児に係る費用であって、次に掲げる費用の合計額とする。 (1) 一般生活費 3歳未満児1人につき月額9,656円 (2) <u>冷暖房費</u> 3歳未満児1人につき月額970円（7月から9月まで及び11月から3月までの間に限る。） ただし、寄附金その他の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除く。	3歳未満児保育事業	(1) 一般生活費 3歳未満児1人につき月額9,656円 (2) <u>採暖費</u> 3歳未満児1人につき月額970円（10月から3月までの間）
3歳以上児保育事業	月の初日において入所している3歳以上児に係る費用であって、次に掲げる費用の合計額とする。 (1) 一般生活費 3歳以上児1人につき月額9,656円 (2) <u>冷暖房費</u> 3歳以上児1人につき月額970円（7月から9月まで及び11月から3月までの間に限る。） ただし、寄附金その他の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除く。	3歳以上児保育事業	(1) 一般生活費 3歳以上児1人につき月額9,656円 (2) <u>採暖費</u> 3歳以上児1人につき月額970円（10月から3月までの間）
乳児保育事業		乳児1人につき月額18,006円	

改正後		改正前	
乳児保育事業	月の初日において入所している乳児 1 人につき月額18,006円	延長保育事業	児童 1 人につき月額2,610円
延長保育事業	月の初日において入所している児童 1 人につき月額2,610円（寄附金その他の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除く。）	施設整備事業	施設整備に係る費用に対し、市が補助に要する経費であって、1 施設について、当該施設の整備事業費総額の3分の2に相当する額又は1,000,000円以内のいずれか少ない額
施設整備事業	施設整備に係る費用に対し、市が補助に要する経費であって、1 施設について、当該施設の整備事業費総額（寄附金その他の保育料以外の名目で保護者に負担させた額がある場合は、その額を除く。）の3分の2に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか少ない額		

報告第4号	教 育 部 こども園幼稚園課
令和6年5月23日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)青嶋 梢

タイトル	安曇野市民間保育所等特別保育事業補助金交付要綱の一部改正について
要旨	安曇野市民間保育所等特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正し、事業内容の明確化等を行うもの。
	1 趣旨 民間保育所等の保育事業に対し、運営費を助成することにより経営の安定を図り、もって児童福祉の向上に資するための補助金について、交付対象事業である「障がい児保育事業」及び「低年齢児保育支援事業」の内容を変更する。 (1) 障がい児保育事業 加配の対象となる子どもを明確にする。 (2) 低年齢児保育支援事業 長野県の補助要綱に則った事業内容に変更する。 2 施行日 令和6年4月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり

○安曇野市民間保育所等特別保育事業補助金交付要綱（平成17年安曇野市告示第47号）

改正後	改正前
(定義) 第2条 この要綱において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により長野県知事の認可を得た保育所及び同法第34条の15第2項の規定により市長の認可を受けた家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業に限る。）並びに<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法第17条の規定により認可された幼児連携型認定こども園（<u>国、都道府県及び市町村が設置するものを除く。</u>）をいう。 (交付対象事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。 (1) 障がい児保育事業 次のアからエまでのいずれかに該当する子どもに対して、教育・保育を担当する職員を加配する事業 ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する障害等級に該当する者 イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ウ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）に規定する療育手帳の交付を受けている者 エ 安曇野市障がい児教育保育実施要綱（令和5年安曇野市教育委員会告示第20号）第6条に規定する安曇野市認定こども園等入園支援委員会において加配が必要とされる児童と同程度に介助又は配慮を必要とする者 (2) 低年齢児保育支援事業 「保育士加配支援事業の実施について（通知）」（令和5年8月24日5こ家第242号長野県県民文化部長通知）の別添に定める「保育士加配支援事業実施要綱」に基づく次の事業	(定義) 第2条 この要綱において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により長野県知事の認可を得た保育所及び同法第34条の15第2項の規定により市長の認可を受けた家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育に限る。）並びに<u>認定こども園法</u>（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法第17条の規定により認可された幼児連携型認定こども園をいう。 2 「特別保育事業」とは、次の事業をいう。 (1) 障がい児保育事業 健康面及び発達面において特別な支援が必要な子どもに対して、教育・保育を担当する職員を加配する事業 (2) 低年齢児保育支援事業 保育士を1歳児4人につき1人以上になるように配置する事業

改正後	改正前				
ア 乳児保育士加配支援事業 イ 1 歳児保育士加配支援事業 (補助金額等) 第4条 補助金額及び補助金の対象経費は、<u>別表</u>のとおりとする。 (補助金交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、民間保育所等特別保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に<u>労務費積算明細書</u>を添えて市長に申請しなければならない。 (補助金の交付時期) 第6条 （略） (実績報告) 第7条 補助金の交付決定を受けた者は、民間保育所等特別保育事業補助金収支決算報告書（様式第2号）を<u>当該交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに</u>市長に提出するものとする。 2 （略） (補助金の精算) 第8条 市長は、第6条の規定により既に交付した補助金の額と第7条第2項の規定により確定した補助金の額に差がある場合には、返還請求又は追加交付するものとする。	(補助金額等) 第3条 補助金額及び補助金の対象経費は、<u>次</u>のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="402 112 582 1108"> <tr> <th data-bbox="402 855 474 1108">対象経費</th><th data-bbox="402 112 474 855">補助金額</th></tr> <tr> <td data-bbox="474 855 582 1108">特別保育事業費</td><td data-bbox="474 112 582 855">市の保育士賃金等で算定した額と実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と比較してい<u>ずれか少ない額</u></td></tr> </table> (補助金交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、民間保育所等特別保育事業補助金交付申請書（様式第1号）を<u>市長に提出するものとする</u>。 (補助金の交付時期) 第5条 （略） (実績報告) 第6条 補助金の<u>交付</u>を受けた者は、民間保育所等特別保育事業補助金収支決算報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。 2 （略） (補助金の精算) 第7条 市長は、第5条の規定により既に交付した補助金の額と第6条第2項の規定により確定した補助金の額に差がある場合には、返還請求又は追加交付するものとする。	対象経費	補助金額	特別保育事業費	市の保育士賃金等で算定した額と実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と比較してい <u>ずれか少ない額</u>
対象経費	補助金額				
特別保育事業費	市の保育士賃金等で算定した額と実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と比較してい <u>ずれか少ない額</u>				

改正後					改正前				
別表（第4条関係）									
事業の種類	対象経費	基準額	補助額						
障がい児保育事業	障がい児保育事業の実施に要する経費	安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例（令和元年安曇野市条例第6号）に基づき算出した保育士賃金等の額	基準額と、実支出額（寄附金、子どものための教育・保育給付交付金その他の収入額があるときは、その額を控除した額）を比較していずれか少ない額						
低年齢児保育支援事業	低年齢児保育事業の実施に要する経費	「保育士加配支援事業の実施について（通知）」別添「保育士加配支援事業補助金交付要綱」別表に定める基準額							

改正後		改正前																																																																									
様式第1号（第5条関係） 民間保育所等特別保育事業補助金交付申請書 (宛先) 安曇野市長 住 所 施設名 申請者 年 月 日		様式第1号（第4条関係） 民間保育所等特別保育事業補助金交付申請書 (宛先) 安曇野市長 住 所 施設名 申請者 年 月 日																																																																									
年度における民間保育所特別保育事業補助金 う申請します。 円を交付されるよ		年度における民間保育所特別保育事業補助金 う申請します。 円を交付されるよ																																																																									
記		記																																																																									
特別保育事業費の内訳		特別保育事業費																																																																									
<table><thead><tr><th>区 分</th><th>対象経費 実支出額</th><th>寄附金その他 収入額</th><th>差 引 額</th><th>基 準 額</th><th>交 付 額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		区 分	対象経費 実支出額	寄附金その他 収入額	差 引 額	基 準 額	交 付 額																									計						<table><thead><tr><th>区 分</th><th>対象経費 実支出額</th><th>寄附金その他 収入額</th><th>差 引 額</th><th>基 準 額</th><th>交 付 額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		区 分	対象経費 実支出額	寄附金その他 収入額	差 引 額	基 準 額	交 付 額																									計					
区 分	対象経費 実支出額	寄附金その他 収入額	差 引 額	基 準 額	交 付 額																																																																						
計																																																																											
区 分	対象経費 実支出額	寄附金その他 収入額	差 引 額	基 準 額	交 付 額																																																																						
計																																																																											
交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。		交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。																																																																									

改正後

改正前

様式第2号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

民間保育所等特別保育事業補助金収支決算報告書

(宛先) 安曇野市長

住 所
施設名
申請者 印

年 月 日付 第 号に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

特別保育事業費等の内訳

区 分	対象経費 実支出額	寄附金 その他の収入	差 引 額	基 準 額	補 助 額 (A)	交 付 済 額 (B)	差 額 (A)-(B)
障がい児保育 事業							
低年齢児保育 支援事業							
計							

様式第2号 (第6条関係)

民間保育所等特別保育事業補助金収支決算報告書

(宛先) 安曇野市長

住 所
施設名
申請者 印

年 月 日付 第 号に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

特別保育事業費

区 分	対象経費 実支出額	寄附金その 他 収入 額	差 引 額	基 準 額	補助額 (A)	交付済額 (B)	差 額 (A)-(B)
計							

報告第5号	教育部 各課
令和6年5月23日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	3件
		生涯学習課	3件
		文化課	8件
		子ども家庭支援課	7件
	(詳細別紙)		

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号）

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。

（2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

（3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

（審査基準）

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

（1） 国又は地方公共団体

（2） 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

（1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。

（2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。

（3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。

（4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。

（5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。

（6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

（教育長の専決範囲）

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

（1） 前条第1項に規定する行事

（2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課

■令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

主催：長野県選挙管理委員会ほか

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県選挙管理委員会 委員長 北島靖生	県内の小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒に広く作品を募集し、政治・選挙への意識を高めてもらうため、貴委員会の後援が必要のため	4/5	5月7日～8月26日	県内一円	豊かで充実した生活を送ることができれば、現すためには、立派な政治が行われなければならない。そのためには、明るい選挙が行われることが最も大切である。そこで、県内の児童・生徒の皆さんから明るくきれいな選挙の推進に役立つポスターを募集し、明るい選挙実現の一助とする。	<明るい選挙啓発ポスターの作品募集> ○応募作品の審査 第1次審査(地方審査・地域振興局)で実施、第2次審査(県審査員選考委員会)、第3次審査(中央審査、(公財)明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会) ○優秀作品の展示(小・中・高等学校の部の第2次審査の1～3等作品を展示) 11月中旬(明るい選挙推進県大会で展示予定)	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年4月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第14回バリアフリマルシェ

主催：バリアフリマルシェ実行委員会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
バリアフリースタイルルカ 代表者 西條智香	この活動を安曇野市内の小・中学生や、その保護者の方に知ってもらうため。	4/15	5月11日、12日 10:00～16:00	信州スカイパーク やまびこドーム	障がいのある無にかかわらず楽しめる場所を提供し、交流を通じた啓発活動を行う。	地元作家や飲食店による手作り品の販売、体験(ワークシヨップ)の提供	○	○	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年4月19日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第19回中信地区小学生陸上競技大会

主催：中信地区陸上競技協会松本市、塩尻市、安曇野市、大北、木曽郡の各陸上競技協会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
中信地区陸上競技協会 代表 百瀬貴	中信地区の各小学校の児童が選手として参加するため。	4/19	5月18日	長野県松本平広域 公園陸上補助競技場	長野県小学生陸上競技大会の中信地区予選会として開催するとともに、中信地区における小学生の陸上競技の普及、強化、振興をはかるため。	参加料:1人1000円 男子:4年～6年100m、5・6年1000m、5・6年コンバインドA(80mH・走高跳)、B(走高跳・ジャベリックボール投)、女子:4年～6年100m、5・6年1000m、5・6年コンバインドA(80mH・走高跳)、B(走高跳・ジャベリックボール投)、男女混合:5・6年4×100m	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年4月22日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

生涯学習課

■あづみの国際DAY！2024～“安曇野ダイバシティ！見る・知る・学ぶ・食べる！！”主催：あづみの国際化ネットワーク(AIN)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
あづみの国際化ネットワーク(AIN) 丸山 美枝	市民が参加しやすく、効果的に市民 へ安曇野市の多様性や多文化共生 に関する情報を紹介するため	4/16	8月11日 10:00～16:00	種高交流学習セン ター「みらい」	安曇野市には1,476人(R6/4/1現在)の外国人 住民が暮らしています。「世界にやさしい安曇野 へ」をスローガンに、国籍・民族の違いにかかわら ない交流の場を目指します。 また、ブース出展・ステージ出演、多国籍料理・雑 貨の販売等を通じて、外国人住民の活躍の場と するとともに、お互いの文化・習慣等を理解する 場を提供して、多文化共生の推進を図ります。	各国文化紹介・体験交流・多文化共生に関する情 報提供・展示・外国小物や食 品販売等、安曇野市日本語教室ブース、音楽や ダンス等の民族パフォーマンス ・防災体験・飲食販売・キッチンカ ーなど	○	-	-	基準第3条第 2項及び基準 第4条第2号 により可
専決日:令和6年4月17日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■2024“世界にやさしい安曇野”へ～日本語deスピーチ大会&対話会

主催：あづみの国際化ネットワーク(AIN)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
あづみの国際化ネットワーク(AIN) 丸山 美枝	安曇野市民に関心を持っていただ き、効果的に外国人住民(多文化共 生)に関する情報を紹介するため	4/16	10月27日 13:30～16:00	豊科交流学習セン ター「ぎぼう」	安曇野市には1,476名(R6/4/1)の外国籍住民 が暮らしています。 同じ住民として理解しあうための事業の一つとし て、外国人等住民から、安曇野市で生活してみて の印象や気持ちを、日本語でスピーチしていただ きます。この事業をきっかけとして、住民一人一人 の意識が変わり、多文化共生への理解を深める ことを目的とします。	外国人等住民の希望者(15人程度)による日本語 でのスピーチ、安曇野市民60名程度参集予定	○	○	-	基準第3条第 2項及び基準 第4条第2号 により可
専決日:令和6年4月17日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第40回安曇野明科あやめまつり

主催：あやめまつり実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
あやめまつり実行委員会 実行委員長 岩淵義明	地域の特色を活かした体験や学び を通じた生涯学習として、子ども達 の健全育成を図るため。	4/26	6月15日～16日まで	あやめ公園、龍門 剱公園	地域のお祭りとして住民が広く関わりを持ち開催 することにより、人と人との交流を通じて、地域の 文化を育むことに繋げたいため。	フォトコンテスト、公園周辺清掃イベント、カヌース ラローム大会、ラフティング体験、あやめ新緑 ウォーキング、交流芸能発表会など	○	○	-	基準第3条第 2項及び基準 第4条第2号 により可
専決日:令和6年5月2日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

文化課

■ 中信地区出身桐朋学園在生による「第36回桐朋サマーコンサート」

主催：桐朋学園長野桐朋会中南信支部

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
桐朋学園長野桐朋会中南信支部 代表 大橋佐和美	安曇野市及び中南信地区出身の学生の日頃の成果を多くの方に聞かせていただくため。芸術活動の推進に資するため。	4/16	令和6年8月25日	レザンホール中ホール	桐朋学園に学ぶ若い、未来の音楽家たちが日頃の練習の成果をお聴きいただき、忘憶のないご批評を賜り、自らの励みとするため。	学生（桐朋学園大学・高校）による各種楽器演奏	○	○	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日：令和6年4月19日		結果（○）		専決の理由（過去承認）						

■ 第53回 わくわくキッズコンサート

主催：「ホット」演奏ボランティア協会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
「ホット」演奏ボランティア協会 牛山孝介	多くの方々にコンサートにお越しいただくことにより、芸術活動の推進に資するため。	4/17	7月8日	松本市 庄内地区 公民館	子供がいることでコンサートに行かれない方にも音楽に触れてほしいため、昼間にコンサートを開催する。	ヴァイオリン＆ピアノデュオコンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日：令和6年4月19日		結果（○）		専決の理由（過去承認）						

■ 伝統文化三味線親子教室

主催：伝統文化三味線親子教室

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
伝統文化三味線親子教室 代表 丸山知佳	市内の小学生に周知するため。文化・芸術活動の推進に資するため。	4/15	6月30日～11月24日	穂高会館	伝統芸への関心、理解を深める。三味線の習得と成果の発表。	三味線の実技	-	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日：令和6年4月19日		結果（○）		専決の理由（過去承認）						

■第54回安曇地区吟道大会

主催：松本深志岳風会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本深志岳風会 会長 丸山岳英	公益社団法人日本詩吟学院の会員 として地域社会の文化発展に寄与 するため	4/24	6月23日	ふれあいホール(豊 科保健センター)	会員による詩吟発表会	会員による詩吟発表会	○	-	-	基準第3条第 2項及び基準 第4条第2号 により可
専決日:令和6年4月30日			結果(○)							
			専決の理由(過去承認)							

■安曇野吹奏楽団 第10回定期演奏会

主催：安曇野吹奏楽団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野吹奏楽団 団長 伊澤昭人	演奏会を開催することにより、文化・芸術活動の推進に貢献するべく、開催を広く周知する	4/25	9月15日	豊科公民館ホール	地域密着の団体として、地域の皆様に様々な音楽を楽しんで頂くため、演奏会を実施する。	第10回目を記念して過去に演奏した曲の外、吹奏楽曲、クラシック、ポップス等を演奏する。	○	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年4月30日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■伝統文化親子教室事業「みさと伝統文化こどもいけばな教室」

主催：みさと伝統文化こどもいけばな教室

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
みさと伝統文化こどもいけばな教室 代表 宮坂香央利	伝統文化の継承・発展を目的とし て、小学生を中心に広く募集する。	4/26	6月8日～令和7年1月 18日	三郷交流学習セン ター、三郷文化公 園体育館会議室 外	伝統文化「いけばな」を体験・習得することによ り、豊かな人間性・和の心・命の大切さを養う。	いけばなの実技教室(9回)、発表会(1回)	○	○	○	基準第3条第 2項及び基準 第4条第2号 により可
専決日:令和6年4月30日		結果(○)								
							専決の理由(過去承認)			

■アンサンブルコンサート

主催：波田少年少女合唱団

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
波田少年少女合唱団 古波田充	合唱活動を通じ、青少年少女の健康やかな心身の育成を図るため。安曇野市在住の中・高校生が団員として活躍しているため。	4/30	6月2日	あがたの森文化会館ホール	「心を一つに、そして愛をあなたへ」をモットーに練習を重ねた成果を披露させていただく機会として、多くの方々に感謝を込め演奏する。	指揮者・伴奏者・団員約40名により、前後半を含め、18曲を披露予定。入場料500円。	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日：令和6年5月7日		結果(○)			専決の理由(過去承認)					

■絵馬句額と安曇節パネル展

主催：有明山語りの会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
有明山語りの会 会長 細島裕子	安曇節をはじめとした明治の教育文化を市民に伝え継承する	5/11	6月10日～16日	安曇野市役所1階 東ロビー	明治時代の大衆文化の紹介と次世代への継承	パネル板とデジタル復元の現品展示	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日：-		結果(○)			専決の理由(過去承認)					

子ども家庭支援課

■安曇野ガールスカウト みっばちランド 主催：一般社団法人ガールスカウト長野県第38団 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
一般社団法人ガールスカウト長野県第38団 小林 昭子	安曇野市の子どもたちに、遊びの場と企画・準備の場を提供し、体験活動を通して青少年の健全育成の一助としたいため後援をいただきたい。	4/22	5月26日	穂高公民館講堂	安曇野市の子どもたちが自分たちで遊びを企画・準備・実施する場を提供すると共に、季節を感じ、地域交流・異年齢交流の場も提供する。	ゲーム、クラフト、運動会協議 ガールスカウトの技術の体験 参加料200円(保険、工作材料、おやつ代)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年4月24日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第44回全日本バレーボール小学生大会(2024年度)アルプスブロック大会 主催：(財)日本小学生バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、(株)読売新聞社 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野小学生バレーボール連盟 森 哲夫	教育委員会の後援により本事業が青少年健全育成に関わるものと認識してもらいため	4/25	5月12日	ANCアリーナ	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてスポーツへの意識向上、バレーボールによって小学生の体力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。 参加料:1チーム5,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2項により可
専決日:令和6年5月9日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第44回全日本バレーボール小学生大会(2024年度)中信地区大会 主催：(財)日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、(株)読売新聞社 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野小学生バレーボール連盟 森 哲夫	教育委員会の後援により本事業が青少年健全育成に関わるものと認識してもらいため	4/26	6月9日	三郷文化公園体育館、三郷体育館、堀金総合体育館・堀金小学校体育館	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてスポーツへの意識向上、バレーボールによって小学生の体力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。 参加料:1チーム5,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2項により可
専決日:令和6年5月9日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

主催：リトルリーグ信越連盟						種別（後援）			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3
リトルリーグ信越連盟中南信ブロック 理事長 矢口 正	大会の開催地であり、市民含め多くの方に少年野球に理解を頂くと共に子供たちの健全育成につなげたい。 又、安曇野市のスポーツ活動振興の一助としたい。	4/30	5月26日、6月2日	高家スポーツ広場 （安曇野市）、平瀬 野球場（松本市）、 セキスイハイム松本 （松本市）	全国選抜大会への出場に向け、信越連盟代表を決めるトーナメント大会	リトルリーグ全国選抜大会への出場を目指し、信越連盟（東北信2チーム、中南信3チーム、新潟1チーム）6チームによるトーナメント大会	-	○	-
専決日：令和6年5月9日						専決の理由（過去承認）			
結果（○）						基準第3条第2項により可			

主催：環境未来株式会社（共催：国営アルプスあづみの公園）						種別（後援）			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3
環境未来株式会社	安曇野市内の小中学生に参加していただき、自然環境や理化学分野への興味関心を育むため	4/30	7月20	国営アルプスあづみの公園	①虫や微生物に興味がある子どもたちとミクロの世界を観察し、自然環境への興味を深める ②参加型イベントの企画により、地域の子どもたちに身の回りの自然・生活環境を伝え、理化学分野への知的好奇心を育む	①『試料の採取・観察』（観察後 レポート作成） ②『ちいさな発見コンテスト』（観察レポートの発表） 国営アルプスあづみの公園入場料290円（15歳以上）	○	○	-
専決日：令和6年5月13日						専決の理由（過去承認）			
結果（○）						基準第3条第2項及び第4条第2号により可			

主催：（公財）長野県スポーツ協会長野県スポーツ少年団						種別（後援）			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3
公益財団法人長野県スポーツ協会 長野県スポーツ少年団 本部長 宮下 省二	青少年の健全育成及びスポーツの振興のため	5/14	空手道：6月30日 ラグビー：9月29日	空手道：ANCア リーナ ラグビー：市営牧運 動場	団員に競技試合を主とした交流の機会を提供し、技術や連帯意識の向上及びスポーツ少年団活動の活性化を図る。	空手道：型、組手別のトーナメント戦 ラグビー：タグラグビー（1・2年生5人制）、ミニラグビー（3・4年生は7人制、5・6年生は9人制）で行うブロック戦 参加予定者数：空手道200人、ラグビー150人	-	○	○
専決日：令和6年5月14日						専決の理由（過去承認）			
結果（○）						基準第3条第2項及び第4条第2号により可			

■中学生対抗税金クイズ大会「第21回クイズ税金百科」

主催：松本税務署管内納税関係団体連絡協議会

申請者

松本税務署管内納税関係団体連絡協議会
会長 神澤 陸雄
代表取締役 佐倉 正晃

申請理由

租税教育の一環として開催するため

申請日

5/2

開催日

10月26日

会場

松本市勤労者福祉センター

開催目的(趣旨)

税金クイズ大会を通じて租税教育の重要性を広く認識してもらうため

開催内容

松本税務署管内の中学生が税金に関するクイズに挑戦する

R5

○

R4

○

R3

○

所管課意見

基準第3条第2項及び第4条第2号により可

種別(後援)

専決日：令和6年5月13日

結果(○)

専決の理由(過去承認)

報告第6号

令和6年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 計画策定検討委員会委員の人選完了	1 計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル ・5/31（金）予定 2 第1回策定委員会 ・6月下旬開催予定
学校保健事業関係	1 カウンセリングルーム実施 5/19（日） 会場：穂高会館	1 教職員健康診断 7/2（火）～7/17（水）
就学援助事務	1 保護者申請締め切り ・4/30（火） 2 学校取りまとめ締め切り ・5/10（金）	1 認定審査・調査
GIGA スクール	1 ICT教育推進委員会 ・4/30（火）ICT教育講演会（信州大学 森下准教授）	1 ICT教育推進委員会 ・6/3（月）穂高西中学校での公開授業 ・6月中旬 ICT活用オンライン研修会の開始
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会運営支援 ・4/26（金）堀金小 ・4/30（火）堀金中 ・5/10（金）豊科北小・5/14（火）明南小 ・5/15（水）豊科南小・5/16（木）穂高西小 ・5/23（木）豊科北中、明北小 2 堀金地域教育関係者連絡会 ・4/30（火）	1 学校運営協議会運営支援 ・5/27（月）三郷中 ・地域学校協働本部連絡会 2 堀金地域教育関係者連絡会 ・5/29（水）
学校安全支援事業	1 実施事業 ・指定通学路（変更）届出書の提出 ・新小学校1年生用熊除け鈴の購入 学校緊急無線通報システム教室名変更業務委託作業 ・通学路における合同点検の実施及び対策進捗状況調査作業【道路管理者（国・県）及び安曇野警察署交通課から報告後、長野県へ提出】	左記以外 ・熊除け鈴配布 ・学校緊急無線通報システム 教室名変更業務実施 ・学校緊急無線通報システムの磁界強度測定（直営）
青色防犯パトロール	1 青色防犯パトロール講習会 ・5/9（木）穂高地域①（穂高北小学校） ・5/13（月）豊科地域北（豊科北小学校） ・5/14（火）堀金地域（堀金小学校） ・5/15（水）明科地域（明科中学校） ・5/16（木）三郷地域（三郷公民館） ・5/22（水）豊科地域南（豊科南小学校）	1 青色防犯パトロール講習会 ・6/6（木）穂高地域②（穂高北小学校）

小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・ 5/8 (水) 明北小との打ち合わせ ・ 5/24 (金) 明北小学校公開日 (明北小オープン DAY)	1 小規模特認校制度 ・ 案内チラシ作成、配布 ・ 募集要領作成 ・ 6月以降募集事務開始
不登校支援	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・ 民間施設等訪問件数 7件 ・ 学校訪問による事業説明と民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換6校 ・ 5/14 (火) 第2回不登校対策推進チーム連絡会出席	左記以外の予定 ・ 6月上旬までに事業説明・情報交換の学校訪問を実施。以降は施設定期訪問から得た児童生徒の状況等を情報共有していく。 ・ 教育支援センター、民間施設等利用する児童生徒向け・保護者向けスマートフォンとの付き合い方・活用方法を考える教室を企画 6月実施予定
キャリア教育	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの開催 ・ キャリアフェスティバル事前説明会 (5/20 (月) 22 (水) 31 (金)) 参加事業所 47 社。堀金中学校5/24 (金) 参加企業・事業所 35 社 2 キャリア教育の推進 (小中一貫教育重点プロジェクト) ・ 明科中学校区 クローバー研修 5/13	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの推進 ・ 学校関係者向け説明会 6/11 (火) ・ 事前学習スタート 2 キャリアパスポートを活用した小中一貫教育の推進 (明科中学校区)

2 学校給食課

事業（懸案事項）	現 況	学校給食担当 今後の取り組み
給食センター総務費	1 給食センター更新計画策定に向けた取組 ・計画策定委託業者の決定（5/13（月））	1 地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和6年度給食費第1期振替 5/31（金）	1 令和6年度給食費 小学校 320 円/食 （うち保護者負担 280 円） 中学校 375 円/食 （うち保護者負担 330 円）
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施（各センター） 2 アレルギー対応食3者協議会（保護者、学校、給食センター）協議会の実施（各センター） 3 栄養士の学校訪問開始（各センター） 4 コンテナ更新購入入札（5/21（火） 南部給食センター） 5 センター紹介動画（調理風景等）を豊科北小学校参観日に PTA の研修会で上映（中部給食センター）	4 南部給食センター コンテナ更新購入入札、仮契約6月議会に提出予定
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金学校給食センター厨房機器等更新工事（5月） ・電力盤設置工事 ・温水ボイラー設置工事	1 堀金給食センターの休止（3/18～12月）予定

3 生涯学習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 第1回安曇野市人権教育推進委員及び人権教育指導員の合同会議 ・5/23(木)午後6時30分～8時15分 豊科公民館ホール 推進委員107名、指導員60名 研修会：犯罪被害者とその家族の人権について 講師：長野県人権啓発センター 人権啓発・相談員 町田秀敏氏 2 公民館職員研修会(地域づくり推進研修) 「公民館・社会教育講座」 ・5/27(月)午後1時30分から3時30分 本庁舎大会議室、講師：県生涯学習推進センター 3 地区公民館活動補助金 6/5(水)概算払 4 安曇野市企業人権教育推進協議会・研修会 ・6/18(火)午後3時～5時 本庁舎大会議室	

豊科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 アルプス区スマホ講座 ・5/23(木)午前11時～ アルプス区公民館 2 体躯部長会議 ・5/23(木)午後7時～、豊科勤労者総合体育館 3 菊づくり講座 ・6/4(火)午前9時30分～11時、豊科公民館 4 豊科の宝講座②・6/11(火)、講堂 5 リコーダー講座・6/13(木)午前10時から11時30分、大会議室 6 豊科地域公民館球技大会(①ソフトボール・②ワンバウンドふらばーるバレー) ・6/16(日)午前7時～11時 ①高家スポーツ広場・県民豊科運動広場 ②豊科北中体育館・豊科勤労者総合体育館	第2回目：6/20(木)

穂高生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 防災講座「地域の防災減災対策を具体的に学ぶ」※地区公民館役員研修を兼ねる ・5/30(木)午後7時～ 穂高公民館 2 地区公民館対抗ソフトボール・9人制バレーボール大会 ・6/16(日)午前7時15分、有明運動場、西穂高運動場、穂高西中グラウンド、穂高総合体育館 3 納涼祭実行委員会② ・7/4(木)午後7時～ 穂高公民館	3 8/3(土)午後4時30分～8時、穂高会館駐車場にて開催

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 令和6年度三郷公民館長寿化工事入札 （建築一式工事・一般競争）5月14日（火）執行 2 三郷地域春季スポーツ大会（ボッチャ大会） ・5/26（日）午前8時、三郷文化公園体育館 3 普通救命講習 ・6/8（土）午前9時～正午、三郷公民館講堂 ※三郷地域地区公民館役員受講 4 自然教室 植物の知恵光合成のメカニズム ・6/12（水）午後1時30分～、ゆりのき学習室 5 三郷まなび隊①（プログラミング） ・6/22（土）午前10時～、三郷公民館講義室 6 けん玉チャレンジ①開講式 ・6/30（日）午後2時～、三郷公民館講堂	6月1日から令和7年3月まで貸館休止

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 「初心者向け・菊づくり物語」 ・5/30（木）午前9時30分～ 堀金公民館 2 童謡・唱歌・心の歌を歌いましょう ・5/30（木）午後1時30分～ 堀金公民館 3 シニア向けスマホ教室 ・5/31（金）午後1時30分～ 堀金公民館 4 作って楽しむ 食卓にもう一品料理講座 ・6/15（土）午後5時～、堀金公民館調理実習棟 5 シニア健康づくり② ・6/19（水） 6 堀金のお宝発見講座「古文書から学ぶ 拾ヶ堰開削者達の苦悩」 ・6/28（金）午前10時～、堀金公民館会議室	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 新緑コンサート（女性 Vocal とのピアノのしらべ） ・5/23（木）午前10時～ 明科公民館講堂 2 明科いいまちつくろうかい （発酵文化について学ぶ） ・5/28（火）午後1時30分～ 講堂 3 青少年自然体験講座「ふるさとたんけん隊」① 「森の自然たんけん」 ・6/1（土）午前8時30分～午後4時 国営アルプスあづみの公園 大町・松川地区 4 明科の魅力再発見ロゲイニング大会 ・6/8（土）午前8時～午後0時30分 5 初夏のカヌー体験 ・6/8（土）午前10時～午後4時、龍門渚公園 6 安曇野の地形と人々の生活 ・6/12（水）午後1時30分～3時、明科公民館講堂 7 初夏のコンサート「くつろぎのジャズ」 ・6/20（木）午後3時～4時30分、明科公民館講堂 8 健康麻雀教室 ・6/28（金）午後1時～5時、明科公民館会議室	

4 文化課

事業	現 況	文化振興担当 今後の取り組み
芸術教育普及事業	1. 安曇野 AIR2024 ・ 5～10 月：東京藝大出身の作家 3 名による、滞在、制作、市民との交流、展示 ・ 5/28（火）作家の市長面会・広報取材 2. 京都芸術大学アートプロジェクト ・ 5 月～2 月：京都芸術大学大学院生による滞在、市民とのアートプロジェクト製作・展示 ・ 5/25（土）、26（日）市内リサーチ 3. 能楽教室 ・ 6/18（火）穂高東中学校 10:50～12:40 ・ 6/19（水）穂高南小学校 10:50～12:25 4. 新進音楽家コンサート ・ オーディション 7/7（日） 5. 熊井啓顕彰事業 ・ ミニシアター「日本列島」 5/15（水） 6. ミュージアム活性化事業 ・ 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行（全児童・生徒へ配布） 4 月 23 日（火）配布 4 月利用者 70 人 7. 0 歳からのミニコンサート ・ 第 1 回 5/31（金）（みらい）竹内一恵、川井優奈	・ 展示 10/10（木）～22（火） みらい展示ギャラリー ・ あづみの新進音楽家コンサート 2024 12/7（土）
文化団体補助事業	1. 『安曇野文化』刊行 ・ 第 2 回編集委員会 7/19（金） 2. 国営アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 ・ 5 月 12 日（日）開催 3. 信州安曇野薪能 ・ 入場券販売 6/1（土）～ 4. ちくにしきものみらい基金充当事業 ・ 5/14（火）豊科東小 1・2 年 国営アルプスあづみの公園 ・ 5/29（水）豊科北小 4 年 穂高クリーンセンター外 ・ 5/30（木）穂高西小 4 年 穂高クリーンセンター外 ・ 6/20（木）堀金小 4 年 穂高クリーンセンター外	
文化振興総務	1. 博物館協議会 ・ 第 1 回 5/17（金）10:00～	
指定管理施設の事業	1. 豊科近代美術館春の特別展 ・ 貌(かたち)&象(かたち) SILVA MATER 一森は母一木下五郎彫鍛金展 5/1（水）～6/2（日） 2. 田淵行男記念館 ・ 田淵行男賞写真作品公募 第 1 回実行委員会 4/18（木） ・ 田淵行男細密画展「安曇野の蝶」 4/23（火）～6/9（日） ・ 細密画展 安曇野の蝶 館長講座「細密画の蝶とその生態」 5/25（土） 午後 3 時から	・ 大規模委改修工事のため、6 月 3 日から令和 7 年 8 月下旬（予定）まで休館

豊科近代美術館 大規模改修工事	工事入札：5/14（火） 工事期間：令和6月～令和7年7月	休館期間：令和6年 6月3日～令和7年 8月下旬
共催事業	安曇野さんぽ市 5/18（土）、19（日）、穂高交流学习センター みらい	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館 教育普及事業	1 春季企画展「はくせい動物園」 ・会期：2/23（金・祝）～5/19（日） 2 企画展関連講座「芸能人は歯が命！はくせいは目が命！」 ・期日：4/13（土） 参加者：25人 3 企画展関連講座「ツキノワグマを知ろう！」 ・期日：4/29（月・祝） 参加者：20人	
貞享義民記念館 教育普及事業	1 葵曇会「心展」 ・会期：4/25（木）～5/26（日）	1 下田忠壽写真展 昭和の稲作 ・会期：6/7（金） ～22（土）
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理（公開資料点数） ・公文書 52,182点、地域資料 52,660点（4月末現在） （4月新規点数/公文書 695点、地域資料 73点）	
文書館教育普及 事業	1 前期企画展「今に繋ぎ、伝えてきた区の史実」 ・会期：5/12（日）～8/30（金）	1 文書館運営審議 会 ・期日：6/10（月）

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 ・策定支援業者と打ち合わせ（随時）	・アンケート調査 ・ワークショップ
埋蔵文化財発掘 調査事業	1 国道19号の歩道拡幅に伴う明科遺跡群明科廃寺に係る長野国 道事務所との保護協議	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
特別整理による 休館 （蔵書点検）	堀金図書館：5/27（月）～6/3（月） 豊科図書館：6/3（月）～6/10（月） 三郷図書館：6/10（月）～6/17（月） 明科図書館：6/17（月）～6/24（月） 中央図書館：6/24（月）～7/1（月）	
中央図書館	1 映画上映会 「穂高を愛した男 宮田八郎 命の映像記録」 ・6/14（金） みらい 午後6時～	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小 被服室改修設計 2/19（月）～6/19（水）（延長） ・明南小 普通教室改修設計完了 4/30（火）	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小 被服室改修工事発注予定 7月 ・明南小 普通教室改修工事発注予定 7月
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て会議 ・5/21（火）南安曇教育文化会館 午前9時30分	
黒沢洞合自然公園整備事業	1 実施設計業務 ・履行期間 3月～9月	1 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会 ・6/19（水）共用会議室 307 午前10時～
あづみの自然保育ブランディング事業	1 園庭田んぼ事業有明あおぞら認定こども園田植え ・5/16（木）9時～	

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
「物価高騰家計支援給付金（子育て世帯分）」給付事業	1 福祉課で支給する住民税非課税世帯等を対象とした給付金受給世帯に18歳以下の児童がいた場合、「こども加算」として対象児童1人当たり5万円を支給	1 令和6年3月下旬から申請を受け付け、随時支給中。5月末が申請期限。

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科児童館整備事業		1 豊科中央児童館解体工事 ・6月上旬から6月下旬まで
青少年育成環境整備事業	1 第1回青少年センター運営委員会 ・4/26（金）会議室 201 午後1時30分	1 子ども学芸クラブ会議 ・5/28（火）共用会議室 305 午後2時
青少年体験事業		1 江戸川区花火大会（8月）参加者募集 ・6/28（金）まで
子ども会育成会支援事務	1 均等割補助金申請、安全共済会申込受付 ・5/7（火）まで 2 活性化補助金申請受付 ・5/24（金）まで	1 第2回常任委員会 ・6/4（火）共用会議室 307 午後7時 2 長野県子ども会育成連合会定時総会 ・5/24（金）長野ターミナル会館 午前10時15分

放課後子ども教室実施事業	1 幼児安全法講習会、スタッフ会 ・ 5/8 (水)、9 (木) 大会議室 午前9時 2 わいわいランド実施 ・ 5/15 (水) 以降、毎週水曜日	
--------------	---	--

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 5月は5回実施 こあら（1歳児）穂高（5/9（木）、21（火）） こあら（1歳児）豊科（5/10（金）） いるか（2歳児）穂高（5/13（月）、27（月）） 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・ 5月は8回実施（5/1（水）、8（水）、10（金）、15（水）、16（木）、22（水）、24（金）、29（水）） 3 運動発達相談日（はいはいたち） ・ 5月は3回実施（5/9（木）、17（金）、31（金）） 4 ことばの相談日 ・ 5月は1回実施（5/7（火）） 5 親子で遊ぼう教室 ・ 5月は1回実施（5/20（月）） 6 子育て学習会 ・ 5月は4回実施（5/17（金）、24（金）、29（水）、31（金））	1 遊びの教室 ・ 6月は5回の実施を予定 2 発達相談日 ・ 6月は5回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・ 6月は3回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・ 6月は3回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・ 6月は1回の実施を予定 6 子育て学習会 ・ 6月は4回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
園庭芝生化事業	三郷南部認定こども園 ・ 5/13（月） ※雨天5/15（水） ・ 午前9時30分から ・ 三郷南部認定こども園 園庭 ・ 芝生の種まき 、ケヤキのお披露目 ※3歳以上児	※春、種まきを行い、運動会に間に合わせる
自然保育講演会	自然保育講演会の開催 自然の中で子どもたちが学び、育つためにどのような保育を考え、実践できるのか等をテーマとした講演会を開催する。 日時 7/5（金） 午後1時30分から午後3時30分 場所 豊科公民館ホール 講師 小西 貴氏（写真家。エコカレッジ「ぐうたら村」共同代表） 演題 「森からのまなざし～森で考えてみたこどものそだち」 参加費 無料 定員 200名 保護者・保育士・安曇野市にお住まいのどなたでも聴講可能	